

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫

勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育企画室の課長等の専決事項)	(教育企画室の課長等の専決事項)
第8条 教育企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	第8条 教育企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
企画課長専決事項	企画課長専決事項
(1)～(10) [略]	(1)～(10) [略]
<u>(11) 特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。）の最初の評議員の選任に係る認可に関すること。</u>	
<u>(12) [略]</u>	<u>(11) [略]</u>
<u>(13) [略]</u>	<u>(12) [略]</u>
<u>(14) [略]</u>	<u>(13) [略]</u>
<u>(15) [略]</u>	<u>(14) [略]</u>
<u>(16) [略]</u>	<u>(15) [略]</u>
<u>(17) [略]</u>	<u>(16) [略]</u>
学校施設課長専決事項	<u>予算財務課長専決事項</u>
(1)～(8) [略]	<u>(1) 公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。</u>
[略]	
(教職員課の総括課長等の専決事項)	(教職員課の総括課長等の専決事項)
第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。	第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
総括課長専決事項	総括課長専決事項
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
	<u>(4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関する事項（市町村立小中学校の教職員に係るもの）。</u>
<u>(4) [略]</u>	<u>(5) [略]</u>
<u>(5) [略]</u>	<u>(6) [略]</u>
<u>(6) [略]</u>	<u>(7) [略]</u>
<u>(7) [略]</u>	<u>(8) [略]</u>

(8) [略]	(9) [略]
(9) [略]	(10) [略]
(10) [略]	(11) [略]
(11) [略]	(12) [略]
(12) [略]	(13) [略]
人事給与担当課長専決事項	人事給与担当課長専決事項
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 職員及び <u>県立学校の職員</u> の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。）。	(7) 職員及び <u>県立学校職員</u> （事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
(8) 職員及び <u>県立学校の職員</u> の自己啓発等休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものに限る。）。	(8) 職員及び <u>県立学校職員</u> （事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること。
(9) [略]	(9) 職員及び <u>県立学校職員</u> （事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること
(10) [略]	—
(11) [略]	(10) [略]
[略]	(11) [略]
県立学校人事課長専決事項	県立学校人事課長専決事項
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 県立学校の職員の大学院修学休業の許可に関すること。	(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。
(4) 県立学校の職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものをお除く。）。	(4) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。
(5) 県立学校の職員の自己啓発等休業の承認に関すること（事務職員、技術職員及びその他の職員に係るものをお除く。）。	(5) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の自己啓発等休業の承認に関すること。
(教育事務所長の専決事項)	(6) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の配偶者同行休業の承認に関すること。
第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。	(教育事務所長の専決事項)
(1)～(9) [略]	第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。
(10) 所長及び所属職員並びに <u>県費負担教職員</u> の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。	(1)～(9) [略]
(11) 所長及び所属職員並びに <u>県費負担教職員</u> の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。	(10) 所長及び所属職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。
	(11) 所長及び所属職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。

(12)～(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(12)～(16) [略]

(17) 市町村立小中学校職員の配偶者同行休業の承認に関すること。

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。